

平成31年度（2019年度）第2回中野区都市計画審議会

会 議 録

令和2年（2020年）1月30日

中 野 区 都 市 基 盤 部

日時

令和2年1月30日（木）午前10時から

場所

中野区役所 4階 区議会第1委員会室

次 第

1 報告事項

(1) 中野四丁目地区地区計画変更原案等について

2 その他

(1) 事務連絡（次回日程等について）

出席委員

宮村委員 / 大沢委員 / 佐藤委員 / 松本委員 / 高橋委員 / 吉田委員 /
石井委員 / 福島委員 / 鈴木委員 / 高山委員 / 木村（福）委員 / 黒田委員 /
加藤委員 / 若林委員 / 山本委員 / 森委員 / 木村（広）委員 / 白井委員 /
長沢委員 / 松島委員 / 中村委員（代理 二ツ橋貴広中野消防署予防課長） /
天口委員（代理 金成一弥中野警察署交通課長）

事務局

安田都市基盤部都市計画課長 / 石川都市基盤部都市計画課庶務係長

幹事

高橋企画部長 / 滝瀬総務部危機管理担当部長 / 田中総務部危機管理課長 / 山田総務部防災担当課長 / 奈良都市基盤部長 / 安田都市基盤部都市計画課長、交通政策課長 / 井上都市基盤部道路課長 / 細野都市基盤部公園緑地課長 / 小山内都市基盤部建築課長 / 三王都市基盤部住宅課長 / 角まちづくり推進部長 / 豊川まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり担当部長 / 千田まちづくり推進部まちづくり計画課長 / 狩野まちづくり推進部野方以西担当課長 / 菊地まちづくり推進部まちづくり事業課長、大和町まちづくり担当課長 / 森まちづくり推進部弥生町・平和の森周辺防災まちづくり担当課長 / 荒井まちづくり推進部新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり担当課長 / 松前まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課長 / 石井まちづくり推進部中野駅新北口駅前エリア担当課長 / 小幡まちづくり推進部中野駅地区担当課長 / 石橋まちづくり推進部中野駅周辺地区担当課長 / 石原

まちづくり推進部中野駅周辺基盤整備担当課長

安田課長

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、本日の審議に入ります前に、事務局から定足数についてご報告申し上げます。ただいまの出席委員数でございますが、委員 23 名中 21 名のご出席をいただいております。したがって、2 分の 1 以上の定足数に達しておりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

まず初めに、資料のご確認をさせていただきます。委員の皆様方には本日の資料を事前にお送りしてございますが、本日、お持ちでない方がおられましたら、事務局までお申し出ください。

まず、事前にお送りさせていただきました資料からご確認いたします。

事前配付の資料は、1 番目「中野四丁目地区地区計画変更原案等について」資料一式でございます。レジユメ及び別紙「中野四丁目地区地区計画変更原案」でございます。

続きまして、机上配付してございます資料のご確認をさせていただきます。こちらは、次第及び幹事名簿案でございます。

配付資料の確認は以上でございます。配付漏れ等はないでしょうか。

本日の会議ですが、委員の皆様方のご予定もあるかと存じます。午前 11 時半の終了となりますよう、また、質疑応答は簡潔に行うよう、円滑な審議会運営にご協力をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

宮村会長

ただいまから平成 31 年度第 2 回中野区都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中会議にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の会議でございますが、お手元の次第のとおり、報告事項が 1 件でございます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、一応 11 時半終了を目途に進めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本審議会の幹事に変更があったとのことですので、事務局から報告をお願いいたします。

安田課長

事務局より、幹事の変更につきましてご報告申し上げます。

本日お配りしている 2 枚目の資料をご確認ください。このたび、前回の審議会の状況及び皆様方からの質疑等の内容に鑑みまして、会長と相談したところ、区の防災を所管する職員を幹事にしてはどうかということになりました。当該職員につきましては、本名簿 2 番から 4 番までの 3 名の職員となります。

幹事につきましては、中野区都市計画審議会条例施行規則の第 7 条の規定によりますと、会長の申し出により当審議会の事務を補佐させるため区の職員のうちから任命することになってございます。こちらについて会長からご確認いただければと存じます。

事務局からの報告は以上でございます。

宮村会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から 3 名の職員についてのご報告がありました。幹事の名簿案が提出されておりますので、審議会の円滑な遂行のために、事務局の説明のとおり、新たに 3 名の幹事を当審議会に設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし) の声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、そのようにいたしたいと存じます。

では、事務局から幹事の紹介をお願いいたします。

安田課長

それでは、改めまして、幹事名簿をご覧願います。

では、この名簿の 2 番目から 4 番目までの 3 名の職員を順番にご紹介申し上げます。

まず、名簿の 2 番目、総務部危機管理担当部長の滝瀬裕之でございます。

滝瀬部長

滝瀬でございます。よろしく願いいたします。

安田課長

続きまして、この名簿の 3 番目、総務部危機管理課長の田中謙一でございます。

田中課長

田中でございます。よろしく願いいたします。

安田課長

続きまして、この名簿の 4 番目、総務部防災担当課長の山田健二でございます。

山田課長

山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

安田課長

事務局からは以上でございます。

宮村会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。報告事項の1「中野四丁目地区地区計画変更原案等について」、松前幹事から説明をお願いいたします。

松前課長

それでは、「中野四丁目地区地区計画変更原案等について」ご報告をいたします。

前回の等審議会におきまして、「中野四季の都市（まち）北東エリア整備方針」をご報告させていただきました。この整備方針に基づきまして、中野四丁目地区地区計画につきましては、変更の着手に入っているところでございます。今日は、その四丁目地区地区計画の変更原案の内容及びそれに関連する都市計画の変更についてご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元には、この本体資料と別紙ということでご用意しております。この別紙は都市計画の図書のスタイルになっておりまして、非常にボリュームも大きいことから、基本的には変更する内容について、本体資料でご説明をしたいと思っております。

また、前面のスクリーンにおきましては、適宜図を拡大して映しておりますので、こちらでもご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

では、早速内容に入ります。

中野四季の都市（まち）北東エリアでございますが、新庁舎整備を予定している地区、それと周辺の民有地、こちらを北東エリアとしてございます。

今般、新庁舎につきましては基本計画がまとまりまして、また、周辺のエリアにおきましても将来の建て替えに向けた機運が非常に高まっているという状況がございます。今回は、その新庁舎整備とエリア内の将来開発に向けた地区計画の変更を行うという趣旨でございます。

まず、1番、中野四丁目地区地区計画変更、こちらは東京都決定になってございます。

(1)「中野四丁目地区の現況」でございます。こちら、前面に図1を拡大してございます。

基本的にこの地区、外側にブルーの線を引いております。こちらの地区全体で、中野四丁目地区地区計画がかかっております。さらに、その内側に赤い実線がなぞられておりま

すが、こちらが再開発等促進区を定める地区計画、促進区もあわせてかかっている地区ということでございます。

現況はご覧のように、面積が全体で約 18 ヘクタール。用途地域が商業地域、それと黄色の近隣商業地域、それとグリーンの第一種住居専用地域となっております。容積率も用途地域に伴って、600%、400%、300%、200%という指定が現在なされております。その他の指定といたしましては、高度地区及び防火地域・準防火地域等の指定がかかっているというのが現況でございます。

ページをめくっていただきまして、今回の地区計画変更の要旨でございます。

先ほども申し上げておりますが、この図の黄色の着色部分です。

まず、新庁舎整備予定地につきましては、区域 3-4 という枝番号をつけてございます。そもそも区域 3 といいますのは、道路に囲まれたこの大きなブロックを区域 3 と位置づけておりまして、公園や中学校や警視庁の施設、これらも入っているところが区域 3 でございます。そのうち、新庁舎整備予定地が区域 3-4、また、隣接する民有地は今回区域 3-5 という枝番号を振ってございます。この区域 3-5 は現在促進区に入っていないのですが、こちらにも促進区を拡大するというのと、この区域 3-4、3-5 につきまして、新たな地区整備計画を追加して定めていくというのが今回の変更の要旨になってございます。

ちなみに、2 ページ目の下半分に、参考までに再開発等促進区を定める地区計画とは何ぞやというところを記載してございます。これは前回の当審議会におきましても触れさせていただきましたが、そもそも論になるのですけれども、この再開発等促進区といえますのは、まとまった低未利用地の土地利用転換を促進するための制度でございます。公共施設、道路や公園といった公共基盤、都市基盤とあわせて、建物計画を一体的に整備することによって、健全な高度利用、都市機能の増進を図るという制度でございます。

この 2 ページ目の下のほう、都市計画そのものは都市全体の広い範囲において用途地域とか容積率を定めるものでございますが、その中でも地区計画は一定の範囲を定めて、その地域の特性を踏まえてきめ細やかなルールをつくっていかうというのが地区計画です。

さらに、その地区計画の仕組みの 1 つとして再開発等促進区がございまして、これの特徴は先ほど申し上げたとおり、低未利用地の土地利用の促進、拠点づくりの誘導、建築物と公共施設を一体的に整備をするといったこと、これらに基づいて、建物高さや容積率等を一定のルールのもと制限を超えることが可能になるという、そういった制度でございます。

さらに、3 ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらも参考として載せてございますが、中野四丁目地区地区計画の変更のご案内になるのですが、そもそも地区計画がどういう構成のものかということも3 ページで整理をさせていただきます。

地区計画は、名称、位置、面積、それと地区計画の目標を定めます。さらに大きなブロックとして、区域の整備、開発、保全に関する方針、この中でも土地利用や公共施設や建物、それらの方針を定めます。

さらに今回は再開発等促進区を定めるということで、再開発等促進区の塊がございます。これも促進区の位置や面積、土地利用に関する方針、公共施設の方針等々を盛り込んでおります。

さらに大きな塊として、地区整備計画があります。この地区整備計画も位置や面積、地区施設の配置や規模を定めるとともに、この下の塊が建物に関する事項ということで、用途の制限や容積率の最高限度、敷地の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度などをこの地区整備計画の中で定めていくという構成になってございます。この地区計画を用いて、四季の都市（まち）は開発整備を進めてきたところでございます。

ページの上段に簡単に経緯を記してございますが、そもそもこの中野四丁目地区地区計画は、まず平成 19 年 4 月に決定をいたしました。このときに、地区全体の目標、主要な公共施設、再開発等促進区等を定めてございます。

その後、平成 21 年 6 月に、第 1 回目の都市計画の変更をさせていただきます。これは、区域 1-1 明治大学、1-2 帝京平成大学、区域 4 はセントラルパークイースト、区域 5 はセントラルパークサウスのところでございますが、こちらの建築計画が定まったことを踏まえて、今回のように地区整備計画に係る細かい事柄を追加して定めるという第 1 回目の変更をさせていただきます。

さらに、平成 23 年 8 月に、区域 2-1 早稲田大学の施設、3-1 は警視庁施設、3-2 は中野中学校、3-3 は都市計画公園の拡大部分でございませが、これも建物計画などが定まったことを踏まえて、この地区整備計画を追加して変更するという第 2 回目の変更を行ったところでございませ。

今回は第 3 回目の変更ということで、先ほどお示ししました区域 3-4、それと 3-5 につきまして必要な事項を、こちら脇に今回変えるところのポイントを記してございますが、変更、追加をしていくというものでございませ。変更内容は、これから中身を説明させていただきます。

それではページをめくっていただきまして、本体資料4ページ目でございます。

まず最初に、地区計画の目標でございます。構成の中ではこの上段のこちらに該当する内容でございます。この資料の上段に点線の四角の枠で囲っている記載がございます。これは、別紙の変更原案資料そのもので該当する文章を抜粋して記載してございます。

まず、地区計画の目標につきましては、「中野四季の都市（まち）北東エリア整備方針」を昨年の3月に策定しましたので、この策定を反映させた表現に改めるという変更をいたします。この文章でいきますと、下線を引いております「及びエリア整備方針」という文言を追加をしたという変更になってございます。

続きまして「区域の整備・開発及び保全に関する方針」でございます。構成でいきますと、こちらの部分。この中で「公共施設等の整備の方針」について一部変更をしてございます。

こちらは、現在は都市計画公園約1.5ヘクタール及び公共空地約1.5ヘクタールを整備することとしておりますが、今回公共空地をさらに追加して定めるということを考えてございます。したがって、この都市計画公園1.5、公共空地1.5という数字の記載を削除しようという変更を考えてございます。

これは、面積が追加されて整備をすることが、この整備方針にまるで反してしまうように見えることを防ぐために数値そのものを削除するという考え方でございます。したがって、こちらの資料の中にはそれを見え消しにしてございますが、都市計画の変更原案図書はこの数値が消された状態で記載をされているというところでございます。

続きまして、この区域の整備・開発方針に関する「建築物等の整備の方針」の変更点でございますが、こちらは3点ございます。

まず、先ほどと同様に「中野四季の都市（まち）北東エリア整備方針」の策定、それと、中野駅周辺各地区におきましては、それぞれの地区においてまちづくり方針などを策定してございます。それらまちづくり計画の策定を反映させた表記に改めるということで、この四角の枠の中で、1)は日影の考え方、また、2)は街並み形成の考え方を記したものでございますが、それぞれの文章の中にアンダーラインを引いておりますように、1)では「やエリア整備方針」、2)では「中野駅周辺各地区のまちづくり方針」といった言葉を追加したという変更をしてございます。

また、5)につきましては容積率の考え方を記載した文章になりますが、こちらは区域3-4と3-5を含む区域3の考え方につきまして、将来見直すことを想定した指定容積率の考え

方を「概ね400%以内」とする表記を新たに追加する変更をしたいと考えてございます。

続きまして、5ページ目に入ります。地区計画の構成で言うと、この再開発等促進区にかかわる事柄の部分でございます。

まず、面積であります。現在は、促進区をかけているのは約16.8ヘクタールになります。しかし、今回冒頭で申し上げましたとおり、区域3-5の私有地、ここまで促進区を拡大するというので、プラス1.2ヘクタール、全体で約18ヘクタールに促進区の面積を拡大しようと考えております。

さらに、この促進区の中で定めるその他の公共空地につきましては、現在は公共空地約1.5ヘクタールでございますが、今回公共空地2号ということで約2,600平米の新設を新たに追記したいと考えてございます。

続きまして、地区整備計画の事柄でございます。

まず、地区整備計画の地区施設についてでございますが、こちらの内容は細かいので、図3をご覧いただきながらご説明をしたいと思います。

まず、早稲田通りとけやき通りに即しまして赤い線を引いてございます。西側から申し上げますと、中野中学校の北側には歩道状空地11号、幅が2メートル、延長約90メートルを定めたいと考えてございます。こちらにつきましては、現在の地区整備計画では緑地2号という位置づけをしているところでございますが、これを歩道状空地11号ということで、再編・廃止をしたいと考えてございます。と申しますのは、こちらこの先も歩道状空地がネットワーク状につながるということで、緑地ではなく歩道状空地という位置づけで再編をしたいと考えているものでございます。

この11号に続いて、私有地の前面になりますが、こちらは歩道状空地10号、幅2メートル、延長約50メートル。そして、この角にかかるところにつきましては、歩道状空地9号、幅が2メートル、延長約90メートル。さらに、庁舎の東側につきましては、歩道状空地8号、幅が2メートル、延長約70メートルを想定してございます。

さらに、庁舎の角の部分につきましては、歩行者通路4号ということで、幅が4メートル、延長約100メートルを想定してございます。こちらにつきましては、この庁舎の東側のブロック、中野四丁目西エリアでございますが、こちら再開発事業が今検討されているところでございます。ちょうど中野駅から駅前を通って、さらにこの四丁目西を通り、新庁舎までデッキでつなげようということ、中野四丁目新北口地区地区計画の中でも方針附図で示しているところでございます。その将来の歩行者デッキを実現するために、今回

道路から庁舎よりのところに少しでございしますが、同じように黄色い線を入れてござい
ます。こちらも含めて歩行者通路4号として定めていきたいと考えております。こちらにつ
きましては、将来のデッキや階段、昇降機、これらも含むということでの位置づけを考え
てございします。

さらに、このブロック内でございしますが、緑色の点線を引いてございします。まず、庁舎
の北側につきましては、緑道1号、幅が4メートル、延長約60メートル。そして、この民
有地をまたぐ形で、緑道2号、こちらは幅8メートル、延長50メートル。そして、この民
有地のこちらにつきましては、緑道3号、幅4メートル、延長約50メートル。そして、中
学校と民有地の間につきましては、緑道4号、幅が4から10メートル、延長は約110メー
トルを想定してございします。

現在の地区整備計画では、中学校側の敷地について、歩行者通路4号という位置づけを
してございしますが、今回こちらの将来開発整備を見越しまして、緑道4号という形で再編
廃止をしたいと考えてございします。

こちらにつきましては、幅が4から10と幅がございします。これにつきましては、こちら
の集合住宅につながる位置指定道路が入ってございします。将来こちらの開発整備が進む際
にもこの位置指定道路は残るとということが考えられますので、位置指定道路を除く部分に
ついては4メートル、将来それがつながる部分については幅が10メートルになろうという
ことから、4から10メートルという表記をさせていただいているものでございします。

これらを地区施設として定めてまいります。

さらに、新庁舎の敷地とマンションの敷地をまたがる形で黄緑色のところ、こちらは公
共空地2号、面積は約2,600平米ということで、再開発等促進区の中の主な公共施設とし
て定めてまいりたいと考えてございします。

以上が、地区整備計画の変更の内容となっております。

続きまして、建築物に関する事項でございします。地区計画の構成の中では地区整備計画
の中の建物に関する事柄ということでございします。

まずこの中で、建築物等の用途の制限につきましては、今回は区域3-4について定めて
いきたいと思っております。区域3-4は新庁舎の建築計画がまとまったということで、建
物に関するこれらの事柄を定めていきたいと考えております。

ちなみに、区域3-5につきましては、将来計画がまだまとまっていないということから、
今回は対象外となっております。

まず、建築物等の用途の制限であります。こちら次に掲げるものを建築してならないということで、1)は風俗営業法の規定に関する事柄、2)は建築基準法に掲げる事柄。こちらは近隣商業地域内に建築してはならない建築物としているものでございます。

また、建物の容積の最高限度は区域3-4につきまして、10分の45、450%の指定を考えてございます。

また、敷地面積の最低限度は、0.5ヘクタールを想定しております。

1つ飛ばして、建物の高さの最高限度は55メートルを想定しているところでございます。

壁面位置の制限につきましては、図4をご覧ください。こちらにつきましては、区域3-4、新庁舎整備予定地について改めて定めるものでございますが、この赤い点線は1号壁面のルールということで、高さが10メートル未満については敷地境界から2メートルのセットバック、それ以上は高さに応じてそれぞれセットバックしなさいというルールになってございます。

また、この区画街路に即する部分については、3号壁面の設定を考えてございます。

これらの指定に加えて、この壁面後退の適用除外のルールについて幾つか規定をしてございまして、歩行者デッキや階段など、交通ネットワークに資する公共施設、あるいは、道路から地下駐車場に通ずる車路、あるいは、ひさしなど歩行者の安全性、快適性を確保するために必要な施設、これらは適用除外だということを規定してございます。

本体資料の7ページ目には、参考として、新庁舎の整備基本設計の主要なところを抜粋してございます。計画概要と配置図、立面イメージは、ご覧のとおりでございます。お読みおきいただければと思います。

ページをめくっていただきまして、最後8ページ目になります。今までご説明したのは、東京都決定の地区計画の変更概要でございました。2番といたしまして、この地区計画に関連する都市計画変更、中野区決定のものについての内容になります。

2つございまして、こちら基本的には建物計画がまとまった区域3-4について定めるものでございますが、1つは、高度地区の廃止でございます。現在こちらについては第二種高度地区が指定されてございますが、今回地区計画に高さの最高限度、あるいは壁面の位置の制限などを定めることから、既決定の高度地区を廃止するという考えでございます。

また、(2)といたしまして、防火地域の指定でございます。こちらにつきましても、区域3-4については、建築計画の具体化に伴いまして防火性能を向上する必要があるということから、現在準防火地域であるところを防火地域に変更したいと考えてございます。

以上が、中野区決定の事柄でございます。

3番、今後の予定でございます。都市計画決定の流れになってございますが、今回ご説明しておりますのは、都市計画の変更原案になります。

本年、来月2月ごろ、今度はこの都市計画の案の説明会をしたいと考えております。案の説明会の後、都市計画の案の公告・縦覧を行います。

そして、4月、来年度に、中野区都市計画審議会の開催をお願いしまして、東京都決定の地区計画の変更に関する意見照会の諮問と、先ほど申し上げた中野区決定の事柄に関する諮問をお願いしたいと考えております。

そして、本年5月に東京都の都市計画審議会におきまして、都決定の地区計画変更の諮問が予定されているところでございます。

それらを踏まえて、6月ごろにこの都市計画の決定告示・縦覧という流れを想定しているものでございます。

ご説明は以上となります。別紙につきましては、1ページから6ページ目が変更原案の内容そのものになってございます。太字になっているところがご説明差し上げた変更点になってございます。

また、7ページから15ページは変更概要ということで、新旧対照表というところで、左右新旧に分かれてご覧いただける形になっております。これも太字及びアンダーラインのところが変更点となってございます。

最後16ページ目から18ページ目は計画図ということで、地区界、区域界の線や、地区施設の配置、そして壁面後退の考え方などを、この計画図で記しているところでございます。こちらにつきましては、後ほどお読みおき、ご確認いただければと思っております。

ご報告は以上となります。

宮村会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきましてご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。どなたからでもどうぞ。

加藤委員。

加藤委員

まず、教えていただきたいのですが、東京都決定と中野区決定で分けられていますけれども、この分けというのはどういうところで分けられるというのか、権限があるのか

なというのを教えていただきたいのですが。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

まず、地区計画は東京都決定と申し上げました。再開発等促進区を定める地区計画につきましては、その規模によって区決定か都決定かということに分かれます。3ヘクタールまでは市区町村決定ということになるのですが、それ以上は東京都決定ということでございます。

宮村会長

加藤委員。

加藤委員

そうすると、この広いほうの、全体のところは東京都決定になるということですが、その中で、区域3のところを容積率をおおむね400%以内にすると思いますが、1ページの図のエリアのけやき通りと早稲田通りの交差点のところは600%あって、ここだけ大きいので、おおむねということで、これは残したままで、ほかは400%に引き上げていくということよろしいのですか。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

図1で記しているのは現在の都市計画の状況ということで、この早稲田通りとけやき通りの角の部分は商業地域で、ご覧のような容積率が既に指定をされているというところがございます。

その他、この区域3-4、3-5につきましては、将来開発整備が行われたことを見越して見直すのが相当であろうという指定容積率を400%以内として、今回この地区計画の中で定めるということでございます。既定の600%はそのまま残っております。

宮村会長

加藤委員。

加藤委員

その600%はそのまま残して、ほかは200%のところとかあるので、そこら辺は400%まで引き上げるということよろしいのですか。

松前課長

具体的な建築計画が定まったところ、今回で言えば区域3-4の新庁舎の整備予定地についてですが、こちらについておおむね400%以内ということで、今回450%と定めているところでございます。

これは、現在400%に満たない、この黄緑の200%相当の区画に対して、見直し相当の容積率の考え方をまずは一旦指定容積率としては400%に定めた上で、新庁舎計画の建築内容を踏まえて、その空地がどのぐらい出せているかといったところを加味して、最終的には450%という指定を想定をしているところでございます。

宮村会長

加藤委員。

加藤委員

また別の話なのですが、今回から防災担当の方がメンバーに入ったということで、前回の審議会においてもそういった発言をさせていただいたのですが、新サンプラザのエリアにおきまして、さまざまな広場ができるわけですが、1つそういった広場の設定方法については、有事の際にそういった避難する場所として必要だという、そちらの大義名分が言われているわけですが、その規模感についてはなかなかお示ししていただけないというところであります。今後表に出てくる情報の中で、災害時においてとか、有事の際にそういった広場、最低限このぐらいの面積が必要だというのがエビデンスとしてなければなかなかその面積が妥当なのかというのが見えないところなのですが、そういったものは今後、メンバーに入ったということでお示しすることはできるのかということをお伺いします。

宮村会長

どなたに答えていただくのがいいのですかね。

今、ご質問の趣旨は、こういう都市計画で定めている中で、空地だとかそういうものをどういう考え方で定めていくのかというご質問ですね、防災面ではね。

加藤委員

そうです。

宮村会長

私からちょっとだけお話させていただくと、前回もいろいろご意見いただいたりした、広域避難場所という考え方であれば、個別の建物の周辺の話だけではなくて、地域として、

区域として避難場所と指定されている中で、今最低限ですけれども、1人1平米というルールがあって、それに基づいて何人入れるかというような、そういう、結果的に逆に何人入れるかみたいな形になってしまうのですけれども、それで一応それぞれの広域避難場所への避難人口の配分をしているわけですね。区域としてはそういう話なのですけれども。

一方で、個別の今の、例えば区役所のところに公開空地进行をあれだけ設けたということと避難場所との関係みたいなことは、なかなか建物の性格によってかなり違ってくると思うのですよね。今回恐らく区役所ということで、かなり防災拠点的な役もしますから大きな面積を確保したのかなとは思っていますけれども、ちょっと私の意見というか、考えはそれぐらいで、あと、もし区のほうからご説明いただけるのでしたらお願いしたいのですけれども。

では、お願いします。

豊川部長

それでは、若干補足説明をさせていただきます。

今、会長がおっしゃっていただきましたとおりでございまして、まず、基本的に今回この都市計画で定めようとしておりますこのさまざまな空地はもちろん防災上の機能もありますが、それだけではないということですね。日常の、例えば人が集まるですとか、あるいは潤い、環境の保全、そういったこともございます。そういったことも加味しながら、都市計画で具体的な空地の位置を決める。

それから、その空地をどうやってつくるのか、というつくり方に関しましては、2つの要素があります。

1つは、建物を設計する際に、その空地によって例えば容積率等の緩和があるという場合には、かなりつくり方について個別の制限がある。それから、もう1点は空地が、さっきお話がありました広域避難場所における避難有効空地と位置づけられる場合はまたつくり方に規定があると、そういった2つの制限から空地のつくり方が決まるということでございます。

それから、では先ほどお話がありました広域避難場所について、これは都市計画で決めるものではございませんで、東京都が防災の計画の一部として決めるというものでございまして、これはあらかじめ現地の状況を踏まえながら、このエリアについては有効避難面積が何平方メートルぐらい、何ヘクタールぐらいあると、したがって避難有効人口は何人ぐらいであるということ、その広域場所に逃げるエリアを決めるという逆の決め方をし

ています。

そういったことがありますので、なかなか具体的に、エビデンスとか、今の時点では示しにくいことはございますが、さまざまな要素を加味しながら、そういったことで決まっていくと、そんなことでございます。

宮村会長

加藤委員。

加藤委員

そういった公開空地を避難をする先として必要だということが、前回サンプルザの集いの広場とかで、そういった話があったので、実際その面積がいろいろ、どちらかという建築基準法とかそっちのほうで決まってくる広さなのでしょうけれども、そちらが広場を設定するという名目としてそういうふうに言うておられるのに、その数字が出ないのはなぜなのかということを知っているわけでありまして、今後そういうのが出せるのではないかなと思っているのですけれども、現段階では出せないかもしれないですけれども、今後出すことは可能なのでしょうか。

宮村会長

どうぞ。

松前課長

これも補足というか、繰り返しになりますが、この四季の都市（まち）全体と区役所サンプルザ、新北口駅前広場を含むところ、サンクォーレを含むところが中野区役所一体ということで、都が定める広域避難場所に指定されています。

この避難場所は、先ほど豊川から申し上げたとおり、避難有効面積、あと避難計画人口、こういったものが定められておりまして、5年ごとに見直しがされるものです。

直近の状況は、平成30年の6月に見直されたものが今の一番新しい状況かと思っております。参考までに直近で定められている内訳としましては、先ほど申し上げた区域の面積約22ヘクタールのうち、避難有効面積は約12万642平米、さらに、避難計画人口は8万9,242人、これを割り返して1人当たりの有効面積は1.35平米というのが、今指定されている内訳であるということです。

今後、このまちづくりを踏まえて、新庁舎、先ほど申し上げた空地やその他のオープンスペース、そういったもの、それと、今後の駅前エリアの再整備等において、さらにオープンスペースが増えるということで、基本的にはこの機能がより拡充をされて、その状況

を踏まえつつ、東京都のほうで指定の内容が更新されていくと、そういうものとしてご理解をいただければと思います。

宮村会長

ほかにいかがでしょうか。

長沢委員。

長沢委員

2点。1つは、ご報告いただいた中の4ページの、公共施設等の整備の方針、これは別紙のところも当然そうだと思うのですが、この中で、公園と公共空地の面積数値を削除するというのがあります。

1つは都市計画公園の約1.5ヘクタール及び公共空地約1.5ヘクタールを整備することと並列で書いてあるのですが、別紙の17ページ、区域6の都市計画公園そのもので約1.5ヘクタールあったのではないかと。

つまり、その後に、先ほど冒頭説明いただいた平成23年の8月に、区域2と3、だから、3-3を変更しているわけですね。この中で、都市計画公園が言ってみれば増えている。つまり1.5ではなくて、もう既に変わっているのだと思うんですね。

そうすると、なぜ今回のところでの削除になって、このときに削除しなかったのかというのが、ちょっとよくわからない。

さらに言えば、公共空地のほうは、公共空地1号というのは、これはもう平成21年のときにこういう形で変わってつくられて、今回公共空地2号というのが加わる。これが、およそ2,600平米ということになるのだけれども、そういうことを考えていけば、面積そのもの自身をあらわすこと自身は別に矛盾があるわけではないのではないかと思うのですが、この点どうなのかちょっと伺いたい。

なぜかという、これからの災害時のときに、ここを避難場所そのものに位置づけているわけですから、そういう意味ではどれぐらい平米あるのだと、何ヘクタールあるのだと、いうことを示しておくこと自身は、ある意味では大事なことはないかなと思ったので、その点教えてください。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

委員ご指摘のとおり、当初都市計画公園は1.5ヘクタール、公共空地約1.5ヘクタール

ということで、先に決定をしていた空間、合わせて3ヘクタールの広大なオープンスペースという表記をしてございました。

確かに第2回目の変更の際に公園を追加してございますので、本来プラス0.6というところではございましたが、そのときには特段こちらの修正、変更はしていなかったというところではございます。

今般、改めて公共空地2号を追加するというので、その都度面積数値を書きかえるということではなくて、その加わった公共空地の確保自体が方針の数値と違うから反して見えないようにという趣旨から、今回数値は削除するところではございます。

実際に、その空間がどのぐらいできるのかわかったほうがいいではないかというご意見についてですが、これはまさにそのとおりではございまして、こちらは都市計画の図書の中にも、この地区施設のそれぞれ規模、面積を書いておりますので、そちらでどのぐらいの空間ができるのかといったところではご確認いただけるつくりになろうかと考えております。

宮村会長

長沢委員。

長沢委員

もう1つ、先ほどお話しいただいた、現況のところでの容積率のほうなのですが、これを1つは3-4、3-5も含めて、このところは400%にしていくということで、今回の地区計画においての決定をしていく上ではこの400%、ただ、区役所新庁舎ができたときの450%というのは同じで、そういう変更はあり得るということですね。

さらに、前回の都計審でも議論になりました、3-5の再開発等促進区及び地区計画の追加の区域としてなるところにおいては、民間のマンションがあつて、このところでは上限550%という話もあつた。

そうすると、それはそれとして、建て替えをしていく際には、今度はまた550%、もちろん当然ながらここは民間のところですから、一定のそういう、どういうふうに進めていくのかということもあるのですが、一定の用途の容積率としては550%にしていく。

そうすると、今回は400%にします、新庁舎のときにまた450%になり得るし、また、3-5のときには550%、その区域のところだけですが、そういう変更していくことになると、こういう理解でいいのですか。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

今回、建物に関する事柄については、3-4 だけ定めております。これは、建物計画が具体にまとまったからこのような指定をするということをごさいますて、委員ご指摘のとおり、区域 3-5 につきましても、今後将来の開発計画がまとまった際には、その開発計画の内容を踏まえて、適切に指定容積率とプラスアルファの評価容積率を定めて、改めて指定がされるという考え方でございます。ただ、上限としては 550%を上限にという方針がもともと備わっているということでございます。

宮村会長

長沢委員。

長沢委員

550%という、その上限というのは、どの時点での決定になるのですか。今回のところになるのですか。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

この四季の都市（まち）の北東エリアにつきまして、前回の都計審でもご報告をいたしました。整備方針を定めております。その区が定めた整備方針の中で、この区域 3 の北東エリアにつきましては、容積の考え方としては 550%を上限にするということを示しているところでございます。

そういった区の整備方針の内容を踏まえて、都と協議をし、建築計画が定まったものについて、それぞれ指定をしていくということになります。

宮村会長

ほかにございますか。ほかにいかがでしょうか。

福島委員。

福島委員

5 ページの図 3 と、別紙の 17 ページで図面がありますので、この 2 つを見ながらご説明いただきたいと思うのですが、何を言いたいかと言いますと、駅の方角に向かって歩道者通路 4 号というのがあります。それから、その上、8 号から、9、10、11 と、歩道状空地と

いうのがあります。これの幅が違います。

今回、新たに区役所が整備される前は4メートルになっていますね。その後、北に向かって2メートルになっていって、曲がって西方向に2メートルということですが、この2メートルはどうして2メートルなのかということです。

4メートルから2メートルにするということになりますと、ユニバーサルデザインだとか、さまざまな、先ほど避難誘導とかといった問題が起こったときにも、幅が狭いということはどういうことが起こるのかということも考えた上での決定なのかどうかを知りたいです。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

ご指摘のとおり、歩行者通路については幅が4メートル、歩道状空地については2メートルでずっと指定をしております。

こちらは、歩行者ネットワークを形成するに当たって、最低限、今回まだ建物計画が定まっていないところについても、一定の歩道状空地を担保したいということで定めております。

一方で、この地区施設としてこれらを定めるのとあわせて、壁面後退のルールを建物計画がまとまったものについては定めておまして、これも建物の高さに準じるところではございますが。例えば、50メートル未満のものであれば、6メートルは敷地境界から下げなさいよというルールを定めておりますので、実際建物ができる際には、かなり道路と連続した空間のゆとりを持った建築物になろうかと考えてございます。

また、将来こちらの区域3-5につきましても、建物計画がまとまった際には、その内容を踏まえて、適切にセットバックのルールを定めていくことになろうかと思っておりますので、結果としては十分道路をゆとりを持って安全に通行できる、そういった空間が担保されるものと考えております。

宮村会長

よろしいですか。

福島委員。

福島委員

わかりやすい説明でありがとうございます。

それで、今確かにそういう形での担保は有効だと思うのですが、当座はこれが何年続くのかわかりませんが、そういう建て替えになる時期というのは大分先になるのだと思いますけれども、その間の防災機能だとか、避難の機能だという部分では、相変わらず2メートルが有効になるわけなので、この辺もちょっと危惧いたします。

考え方は、ここの図3のところには緑の波線がありますけれども、緑道の2、3、4、これみんな4メートルの緑道になっているわけですね。これが、北側の早稲田通りへ出ると途端に2メートルになってしまうという今の現在の状態になるわけです。ですから、建て替えになって、その壁面後退になった部分で、それが有効だという理屈はわかりますが、それを当座の間、どのように、2メートルから少し広めて、安全に強く押させるかということまでも考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

宮村会長

1つは、それぞれ既に道路には歩道があるわけです。それに2メートル空地を加えるわけですから、結果的には歩道がさらに2メートル分広がるというものです。

それともう1つ、歩行者通路4号というのは、デッキをつくるということから階段、昇降機を含めてということから、4メートルというのをとっているのかなと私は思ったのですけれども、その説明はなかったのですけれども。

では、松前幹事。お願いします。

松前課長

失礼しました。歩行者通路4号の幅員は、会長におっしゃっていただいたとおり、歩行者デッキ等々の接続を踏まえていることから、4メートルというふうに幅が広がっているものでございます。

現況の建物は、特に早稲田通り沿いの建物については、まだ将来の建て替えといった状況にはございませんので、基本的には現況の中での利用ということになろうかと思っております。新庁舎の整備が恐らく一番先行するだろうということから、それを踏まえて、適宜、適切な状況を確認していくということになろうかと思っております。

宮村会長

いいですか。ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

木村委員。

木村（福）委員

5 ページのところでお聞きしたいのですけれども、緑道とか、そういうところは自転車などは通行させるのでしょうか。というのは、かなり普段我々が自転車とか乗っていたり、かなり歩行者と錯綜する場があって、危ない場合があるので、その辺の計画もありましたらお聞きしたいのですけれども。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

この図の中の緑道4号というものがあります。こちらの公園の地下部分には自転車駐車が整備をされてございます。将来こちらの民有地の開発がなされたときには、早稲田通りからこの自転車駐車場へのアクセスということも今後検討していきたいと考えてございます。

ただ、基本的には、この四季の都市（まち）全体が自転車で通行することは禁止をしてございますので、仮に自転車で通る場合には、自転車からおりて押し引くような形になるかと思っております。

木村（福）委員

わかりました。

宮村会長

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

松本委員。

松本委員

資料4 ページのところ、先ほどちょっとありました容積率のことですが、区域3についてはおおむね400%とあります。区域全体でという意味で承っているのか。場所によってかなり低いところもありますよね。その辺が、中学校があるので大分低くなるだろうということはわかるのですが、このおおむね400%というのをちゃんとエリアの容積としてカウントしているのかどうか、ここがやっぱりすごく大事で、でないと、さっきの550%という話も、それから、今度区役所の建て替えもちょっと超えますよね。もともと450%となっていますが、何か計画ありきでそこが動くがちょっと気になりまして。

今の歩道状空地もそうなのですが、ある程度最低限区としてここは守りたいというところを先に決めてしまうというのはなかなか、後の問題は大変かもしれないのですが、決め

る部分があって、どうしても計画でうまくいかなければ少しそこを変更するというのはあるのだけれども、何か計画ができてから決めるという感じがすごくするので、このおおむね400%というものの根拠とか、どういうふうに考えてこのおおむね400%で考えていくのか、ちょっとそこをお聞かせいただければと思います。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

この容積率の考え方は、区域3についてはおおむね400%以内という表現をしております。というのは、ご指摘のとおり、中学校は指定容積率200%の建物になってございます。さらに、区域3の中は公園があったりということで、決してこの区域3全体が指定容積を400%とみなすのがふさわしくないものも含んでいることから、考え方としては400%以内という、以内をつけてというところでございます。

一方で、この区域3、特にこの北東エリアと位置づけたこちらの部分の整備のあり方は、整備方針ということで区があらかじめ定めたものがございます。その中で、容積の最高限度は、どんなにこの中の建物計画がすぐれていたとしても、上限は550%ということで、一定の頭をおさえるような形で定めております。

そのほか、歩行者ネットワークをつくっていくこととか、緑地のネットワーク、あるいは安全なオープンスペースを最低限確保したいということで、今回はそれに必要な事柄を地区施設と定めていくという内容にしているところでございます。

宮村会長

松本委員、どうぞ。

松本委員

今、そうするとここに書かれているものが変更されて、少なくなるということはないとうことで理解していいのですかね。例えば、緑道などもこうなっているけれども、これは最低限区として、今の段階で必要だということで考えていて、これが建築計画によって減ることはないということでしょうか。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

今回定めるものは最低限担保する地区施設ということで、今後その他の地区で建物計画

が定まる際にも、これが良い方に変わることはあろうかと思いますが、悪くなるというか、少なくなったりするような変更はないと考えております。

宮村会長

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員

先ほど来、すごく安全な場所になるというようなニュアンスの発言が非常に強いのですよね。現状の広域避難場所の認定も、平成30年度の場合はこれでいいと思うのです。1人当たり1.35平米。ただ、今後この建物が容積率も増えて、しかも、建物内残留人口という言葉方するのですが、それは外に出ないという前提で計算しているのですよ。耐火の建物で安全だとしているところは。

ところが、実態は余震とか何かあるので、ほとんど全部外に出るのです。熊本でもそうでしょう。ほとんどの実態は、神戸の地震のときも、ポートアイランドのマンション群の人々は全部1回外に出ましたよ。液状化のところで、本当に震えながら、濡れた砂の上に座っていたのです。そういう状態が起きるということをきちんと今度建築計画も出ていますけれども、こういうものをきちんと踏まえて、都に任すのではなくて、中野区自身でちゃんとしたシミュレーションをやってみてください。

それから、もう1つ、多分ここの開発がいろいろ進むと、駅からの乗降客数も多分増えると思うのですよ。そうすると、地区内残留人口なり、それから、避難人口自体がもっと減るのですよ。ましてや避難場所だと。

3.11のときも、世田谷の中学校など指定場所に指定されていないのに大量の駅から乗降者が、ある高校に避難して、麻痺しているのですよね。そういう事態も考えられる。

安全性が増す、オープンスペースも増えると言っているけれども、一方で、要避難者自体が増えるわけですから、そこら辺もきちんと都に広域避難場所指定を単純に任せるのではなくて、区としてもきちんとシミュレーションをかけて、区の独自の要素も加えて、そういうシミュレーションをやる必要があるだろうと。

それから、避難のネットワークだって、こういう広域避難場所というのは、要するに周りの市街地が延焼することからどう避難民を守るかという施設なので、周りの不燃化が進まない限りは、有効面積が増えるはずがないのです。その中の避難ルートがここで歩行者云々かんぬんと、この際沿いに避難路のネットワークができるから安全だというのは、い

ささか安易な評価であって、この早稲田通りの対面側のほうは木造の市街地が並んでいまずでしょう。そこで火が出てくるのだから、この早稲田通り沿いの緑道があるから安全だとかいうことは決して言えない。

だから、その辺をきっちり市のほうで、単純に被害想定というか、シミュレーションをやるのではなくて、独自にシミュレーションをやって、それでも安全性が担保されるということをしきりと検証して、今後やっていってほしいなと思います。

その上で、僕はこの地区整備方針は別に反対しているわけではないですけども、そういうことも、安全性に関しては、今後ぜひ詰めた上で、出してくれたほうがいいと。以上です。

宮村会長

ありがとうございました。今のご意見もしっかり受けとめて、区のほうでも今後どこまで生かせるかご検討していただければと思います。

ほかに。高山委員。

高山委員

確認なのですが、四丁目西地区の用途と容積率を教えてください。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

早稲田通り沿いは商業系の指定がされておまして、600%。その他、過半が住居系の指定がされて、容積は現在200%となっております。

高山委員

その地域も今再開発の計画があると聞いていますけれども、その200%の容積が現行で、将来仮に新しい再整備がなされなかったときに200%のままでも今の区役所の計画は立つような状況なのでしょうか。日影の問題とかありませんか。

松前課長

今回の新庁舎の計画は、周辺の、特に四丁目西についても現行の都市計画を前提とした内容になっていきますので、こちらの都市計画が変わらなくても建築は可能と考えております。

高山委員

ということは、区役所のボリュームは決まっていると思うのですが、仮に四丁目

西地区の用途変更が行われて、用途が変わったときには、この区役所の計画が、変更しろということではないのですけれども、高さ制限は変わってくると、こういうことになりま
すかね。ボリュームが上がるということになるのでしょうかね。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

今回まさに都市計画の変更原案をご報告してございまして、基本的に都市計画がこうい
った内容で定まれば、隣接する区域の都市計画が変わっても、この内容が変わるというこ
とはございません。

高山委員

ありがとうございました。

宮村会長

ほかにいかがでしょうか。

松本委員。

松本委員

さっきの4ページのところにこだわるわけではないのですか、今回区域3については
400%以内とついていて、ほかのところは以内はついていないのですが、ほかのところはど
う考えていらっしゃるのかちょっと気になりまして。では、ほかのところは以内ではない
のかというあたりを教えていただければと思います。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

ほかのところは、例えば既に決定をしたところ、オフィスビルや大学等といったところ
は、基本的にはその街区でその建物だけという状況でしたので、その建築計画に見合った
見直し相当容積の指定をしているというところがございます。

宮村会長

ほかにございませんか。

白井委員。

白井委員

先ほどの質疑の中で、四季の森自転車の通行禁止という話があったのですが、私そんな

話は聞いたことがないのですが、答弁もう一度確認をさせてください。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

敷地内や公園につきましては自転車の通行は禁止ということで、言葉が不足してございました。大変失礼いたしました。

白井委員

大いに誤解を招くと思いますので。

それと、先ほど高山委員からもありましたけれども、四丁目西地区のお話。今回の都市計画が決定されて、西地区の計画によって区役所の建て替え等々要件が変わるのかという話だと、都市計画決定がなされているのでそれはありませんというお話でした。

逆に聞きます。都市計画が決定、変更されることによって、西地区に影響はどのようなことがあるのでしょうか。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

今回の都市計画の変更によって四丁目西地区に関する影響ということでございますが、そちら特段何か影響することはないのかなと思っております。

白井委員

それから、3-5のお話の地区です。民間のマンション等々があります。将来的に建て替えを含めてという話なのですけれども、制限自体おおむねこの地区400%というお話で、ただし、都市計画の中では今回方針に550%という話が出てきています。この550%というのは、将来的に再整備するようになって、この枠をかけるので550%という話があるという意味合いなのでしょうか。550%についての制限の根拠をいま一度確認をさせていただきたいと思います。

宮村会長

松前幹事。

松前課長

先ほどの白井委員のご質問で影響はないと私申し上げたのですけれども、ちょっと修正をさせていただいてよろしいでしょうか。

今回、区域 3-5 を再開発等促進区に拡大をしまして、さらにこういった一部地区施設を定めることで地区整備計画が定まってくるという状態になります。そうしますと、こちら現在は第一種中高層住居専用地域で日影の規制が生じているところでございますが、再開発等促進区や地区整備計画が定められますと、基本的にはこちらの日影の規制がなくなるという性質になってございます。そうしますと、こちらの四丁目西地区、今市街地再開発事業が検討されてございますが、こちらに関する日影の規制がない状態での建物計画が可能になるという影響がございます。大変失礼いたしました。

それと、整備方針に決めました 550%という考え方の根拠でございます。こちらにつきましては、この四季の都市（まち）の中の最終的な容積率が一番大きいもので、セントラルパークの 560%がでございます。基本的には、この再開発等促進区は、抛出できる空地の割合に準じて運用基準でプラスアルファで緩和できる容積率というものが規定されてございます。

そういった事柄から、区域 3-4、あるいは 3-5 でおおむね抛出できるであろう空地の想定であるとか、あるいは駅からの距離におきまして、駅に近いところで 560%を最高にしているという関係性等々を鑑みて、こちらについてはアッパーとしては駅からは若干離れるということもあり、550%で都と協議をしながら、区の方針として定めたというところでございます。

宮村会長

大分いろいろご質問が皆さん一通りあったかなと思うのですけれども、ほかにございませんか。

もし、ほかにご質問がないようでしたら、本件は報告事項として承ったということにいたしたいと思えます。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

安田課長

それでは、最後に事務局から連絡事項を申し上げます。

本日は、円滑な審議会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

次回の審議会でございますが、4月13日月曜日の午後を予定してございます。詳細が決まり次第、開催通知をお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、資料につきましては、次回の審議会に続く案件となりますので、前回同様にバインダーファイルにとじ込みますので、机の上に置いたままで結構です。なお、資料をお持ち

ち帰りになりたい方はお持ち帰りいただいても結構でございます。その場合には、バインダーへのとじ込みはできませんので、ご容赦願います。

以上、よろしく申し上げます。

宮村会長

それでは、これもちまして本日の審議会は閉会といたします。円滑な審議会運営にご協力をいただきましてどうもありがとうございました。

—了—